

ジェネリック医薬品を活用しましょう

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で製造されています。新薬と比較して低価格であり、安全性と効き目は国から認められています。ジェネリック医薬品のなかには、味の改良や小型化、シートの表示工夫など、飲みやすさや飲み間違いを防ぐ工夫が行われているものも多くなっています。

★差額通知書をご確認ください

毎月、月末には対象者にジェネリック医薬品の差額通知書をはがきで送付しています。

ご自身の服薬状況を確認し、ジェネリック医薬品にできる薬があれば、かかりつけの医師や薬剤師に相談してみましょう。



(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください

本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります



マイナ保険証を使うメリット

① 初診料の窓口負担が低くなる

通常の保険証と比べてみると

【初診】(令和6年1月より)

3割負担者	6円減
2割負担者	4円減
1割負担者	2円減

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。

また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



住民課 ☎ 55-3112

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中に病気やケガで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受け取るための受給要件

1. 初診日が被保険者期間等にあること

障害の原因となった病気やけがの初診日（※1）

- ① 国民年金または厚生年金に加入している期間（被保険者期間）
- ② 20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間

初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

（初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。初診日の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により確認することが可能です。）

2. 保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

- ① 初診日の前日において、初診日の属する前々月までの被保険者のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間の保険料の未納期間がないこと（初診日が令和8年4月1日前の場合の特例）

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要。

3. 一定の障害にあること

- ① 障害認定日（※2）に、障害の状態が法令で定める障害の程度（障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級）に該当すること。
- ② 障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること

※1 初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

※2 障害認定日：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについて初診日から1年6か月過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った（症状が固定した場合）はその日

ご不明な点は、平田村役場住民課又は年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

年に1回 狂犬病予防注射を！

狂犬病予防法により、**予防注射は毎年4月～6月の間に必ず1回受けることが義務付けられています。**注射を受けなかった場合、罰則等が科せられる場合がありますので、まだの方は**2月末まで**に動物病院にて注射を受けさせてください。



※死亡等の理由により既に犬を飼っていない場合は、役場までご連絡ください。

※注射がすでにお済でまだ役場へ届出をされていない方は、役場まで届出ください。

※犬の登録をまだ行っていない方は、役場で犬の鑑札の交付を受けてください。

住民課 ☎ 55-3112